

令和 2 年 度

花 卷 市 予 算

花 卷 市

目 次

令和2年度花巻市一般会計予算	1
令和2年度花巻市国民健康保険特別会計予算	12
令和2年度花巻市後期高齢者医療特別会計予算	17
令和2年度花巻市介護保険特別会計予算	20
令和2年度花巻市公設地方卸売市場事業特別会計予算	25

議案第40号

令和2年度花巻市一般会計予算

令和2年度花巻市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ48,188,002千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

- 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

- 第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

- 第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

- 第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和2年3月11日提出

花巻市長 上 田 東 一

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

款	項	金 額
1 市税		千円 11,349,602
	1 市民税	4,521,589
	2 固定資産税	5,720,587
	3 軽自動車税	363,476
	4 市たばこ税	637,430
	5 入湯税	106,520
2 地方譲与税		917,684
	1 地方揮発油譲与税	202,500
	2 自動車重量譲与税	638,600
	3 森林環境譲与税	49,284
	4 航空機燃料譲与税	27,300
3 利子割交付金		6,300
	1 利子割交付金	6,300
4 配当割交付金		22,000
	1 配当割交付金	22,000
5 株式等譲渡所得割交付金		14,400

款	項	金額
		千円
	1 株式等譲渡所得割交付金	14,400
6 法人事業税交付金		47,018
	1 法人事業税交付金	47,018
7 地方消費税交付金		2,260,700
	1 地方消費税交付金	2,260,700
8 ゴルフ場利用税交付金		11,100
	1 ゴルフ場利用税交付金	11,100
9 環境性能割交付金		41,600
	1 環境性能割交付金	41,600
10 地方特例交付金		73,500
	1 地方特例交付金	73,500
11 地方交付税		13,730,000
	1 地方交付税	13,730,000
12 交通安全対策特別交付金		13,000
	1 交通安全対策特別交付金	13,000
13 分担金及び負担金		676,040

款	項	金 額
		千円
	1 分担金	1,720
	2 負担金	674,320
14 使用料及び手数料		705,033
	1 使用料	526,338
	2 手数料	178,695
15 国庫支出金		5,877,888
	1 国庫負担金	4,541,611
	2 国庫補助金	1,318,857
	3 国庫委託金	17,420
16 県支出金		4,639,295
	1 県負担金	1,786,533
	2 県補助金	2,661,554
	3 県委託金	191,208
17 財産収入		445,483
	1 財産運用収入	32,166
	2 財産売払収入	413,317

款	項	金額		
18 寄附金		千円 600,001		
	1 寄附金	600,001		
19 繰入金		1,349,627		
	1 繰入金	1,349,627		
20 繰越金		1		
	1 繰越金	1		
21 諸収入		884,530		
	1 延滞金加算金及び過料	38,003		
	2 市預金利子	579		
	3 貸付金元利収入	484,918		
	4 受託事業収入	11,400		
	5 雑入	349,630		
22 市債		4,523,200		
	1 市債	4,523,200		
歳	入	合	計	48,188,002

歳 出

款	項	金 額
1 議会費		千円 269,839
	1 議会費	269,839
2 総務費		5,873,542
	1 総務管理費	5,044,063
	2 徴税費	489,739
	3 戸籍住民基本台帳費	214,806
	4 選挙費	18,550
	5 統計調査費	69,218
	6 監査委員費	37,166
3 民生費		14,759,544
	1 社会福祉費	7,245,686
	2 児童福祉費	6,198,485
	3 生活保護費	1,315,366
	4 災害救助費	7
4 衛生費		2,641,088
	1 保健衛生費	1,797,976

款	項	金額
		千円
	2 清掃費	843,112
5 労働費		133,574
	1 労働諸費	133,574
6 農林水産業費		3,951,816
	1 農業費	3,764,293
	2 林業費	185,058
	3 水産業費	2,465
7 商工費		2,004,752
	1 商工費	2,004,752
8 土木費		6,427,150
	1 土木管理費	296,798
	2 道路橋梁費	3,515,739
	3 河川費	344,255
	4 都市計画費	1,866,848
	5 住宅費	403,510
9 消防費		1,739,861

款	項	金額
		千円
	1 消防費	1,739,861
10 教育費		5,040,026
	1 教育総務費	691,092
	2 小学校費	591,349
	3 中学校費	393,238
	4 幼稚園費	237,116
	5 社会教育費	1,350,131
	6 保健体育費	1,777,100
11 災害復旧費		2,000
	1 農林施設災害復旧費	1,000
	2 公共土木施設災害復旧費	1,000
12 公債費		5,304,809
	1 公債費	5,304,809
13 諸支出金		1
	1 普通財産取得費	1
14 予備費		40,000

款	項	金額
	1 予備費	千円 40,000
歳	出	48,188,002
	合	
	計	

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
高齢者運転免許返納支援事業補助 (令和2年度)	令和2年度から 令和3年度まで	助成券発行額の範囲内
母子家庭等高等職業訓練促進給付金 (令和2年度)	令和2年度から 令和5年度まで	支給対象期間において 決定した額の範囲内
介護人材確保事業補助 (令和2年度)	令和2年度から 令和7年度まで	奨学資金返還金の2分の1以内
農業近代化資金利子補給 (令和2年度)	令和2年度から 令和23年度まで	融資残高の1.0%以内
農業経営基盤強化資金利子補給 (令和2年度)	令和2年度から 令和21年度まで	融資残高の0.5%以内
ふるさと保育士確保事業補助 (令和2年度)	令和2年度から 令和17年度まで	奨学資金返還金の2分の1以内
ふるさと奨学生定着事業補助 (令和2年度)	令和2年度から 令和17年度まで	奨学資金返還金の2分の1以内

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円			
有線放送整備事業	28,200	普通貸借又は証券発行	4.0%以内 ただし、利率見直し 方式で借り入れる公的 資金及び民間等資金に ついて、利率の見直し を行った後においては 当該見直し後の利率	公的資金及び民間等資 金の融資条件による。 ただし、市財政の都合 により据置期間及び償還 期限を短縮し、又は繰上 償還若しくは低利に借換 えすることができる。
庁舎設備等改修事業	33,100			
集落整備事業	52,900			
振興センター等整備事業	3,200			
社会福祉施設整備事業	44,100			
高齢者等福祉事業	9,500			
上水道出資事業	246,600			
保健増進事業	900			
保健施設整備事業	3,100			
自然保護事業	3,500			
衛生施設整備事業	20,000			
畜産振興事業	1,500			
農村施設整備事業	7,900			
農業農村整備事業	80,600			
産業振興事業	328,700			
地域総合整備資金貸付事業	97,000			
観光施設整備事業	147,300			
道路整備事業	1,457,400			
河川整備事業	268,100			
消防防災施設整備事業	264,700			
学校施設整備事業	89,200			
生涯学習施設整備事業	97,800			
教育振興事業	1,300			
文化振興事業	15,000			
社会教育施設整備事業	47,500			
文化施設整備事業	15,000			
スポーツ施設整備事業	68,400			
臨時財政対策債	1,090,700			
計	4,523,200			

令和 2 年度

花 卷 市 国 民 健 康 保 険
特 別 会 計 予 算

議案第 33 号

令和 2 年度花巻市国民健康保険特別会計予算

令和 2 年度花巻市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8, 458, 163 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500, 000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 2 年 2 月 28 日提出

花巻市長 上 田 東 一

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険税		千円 1,315,950
	1 国民健康保険税	1,315,950
2 使用料及び手数料		1,100
	1 手数料	1,100
3 国庫支出金		1
	1 国庫補助金	1
4 県支出金		6,270,322
	1 県補助金	6,270,321
	2 財政安定化基金交付金	1
5 財産収入		1,283
	1 財産運用収入	1,283
6 繰入金		840,462
	1 他会計繰入金	600,375
	2 基金繰入金	240,087
7 繰越金		1
	1 繰越金	1

款	項	金額
8 諸収入		千円 29,044
	1 延滞金、加算金及び過料	24,000
	2 預金利子	1
	3 雑入	5,043
歳	入	合 計
		8,458,163

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 101,770
	1 総務管理費	62,076
	2 徴税費	37,744
	3 運営協議会費	546
	4 趣旨普及費	1,404
2 保険給付費		6,152,622
	1 療養諸費	5,338,952
	2 高額療養費	787,070
	3 移送費	500
	4 出産育児諸費	21,000
	5 葬祭諸費	5,100
3 国民健康保険事業費納付金		2,037,269
	1 医療給付費	1,398,917
	2 後期高齢者支援金等	474,998
	3 介護納付金	163,354
4 共同事業拠出金		10

款	項	金額
		千円
	1 共同事業拠出金	10
5 財政安定化基金拠出金		1
	1 財政安定化基金拠出金	1
6 保健事業費		147,865
	1 特定健康診査等事業費	128,777
	2 保健事業費	19,088
7 基金積立金		1,283
	1 基金積立金	1,283
8 公債費		42
	1 公債費	42
9 諸支出金		7,301
	1 償還金及び還付加算金	7,301
10 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳	出	合
		計
		8,458,163

令和 2 年度

花 卷 市 後 期 高 齡 者 医 療
特 別 会 計 予 算

議案第 34 号

令和 2 年度花巻市後期高齢者医療特別会計予算

令和 2 年度花巻市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2, 1 2 1, 3 4 9 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 2 年 2 月 2 8 日提出

花巻市長 上 田 東 一

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		千円 800,780
	1 後期高齢者医療保険料	800,780
2 使用料及び手数料		195
	1 手数料	195
3 国庫支出金		1
	1 国庫補助金	1
4 繰入金		1,318,659
	1 一般会計繰入金	1,318,659
5 諸収入		1,713
	1 延滞金、加算金及び過料	211
	2 償還金及び還付加算金	1,500
	3 預金利子	1
	4 雑入	1
6 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳 入	合 計	2,121,349

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 17,375
	1 総務管理費	9,518
	2 徴収費	7,857
2 後期高齢者医療広域連合納付金		2,101,974
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	2,101,974
3 諸支出金		1,500
	1 償還金及び還付加算金	1,500
4 予備費		500
	1 予備費	500
歳 出 合 計		2,121,349

令和2年度

花巻市介護保険
特別会計予算

議案第 35 号

令和 2 年度花巻市介護保険特別会計予算

令和 2 年度花巻市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 10,572,290 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

- 第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

- 第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 2 年 2 月 28 日提出

花巻市長 上 田 東 一

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

款	項	金 額
1 保険料		千円 2,181,100
	1 介護保険料	2,181,100
2 使用料及び手数料		250
	1 手数料	250
3 国庫支出金		2,613,161
	1 国庫負担金	1,795,788
	2 国庫補助金	817,373
4 支払基金交付金		2,775,508
	1 支払基金交付金	2,775,508
5 県支出金		1,503,191
	1 県負担金	1,427,887
	2 県補助金	75,304
6 財産運用収入		52
	1 財産運用収入	52
7 繰入金		1,499,020
	1 一般会計繰入金	1,499,020

款	項	金額
8 繰越金		千円 1
	1 繰越金	1
9 諸収入		7
	1 延滞金、加算金及び過料	2
	2 預金利子	1
	3 雑入	4
歳 入 合 計		10,572,290

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円
		118,817
	1 総務管理費	30,933
	2 賦課徴収費	13,104
	3 介護認定審査会費	69,424
	4 趣旨普及費	1,609
2 保険給付費	5 事業計画費	3,747
		9,919,000
	1 介護サービス費	9,043,200
	2 介護予防サービス費	190,200
	3 諸費	9,700
	4 高額サービス費	191,600
	5 高額医療合算介護サービス費	18,800
6 特定入所者サービス費	465,500	
3 地域支援事業費		517,650
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	324,895
	2 一般介護予防事業費	33,999

令和 2 年 度

花卷市公設地方卸売市場事業
特 別 会 計 予 算

議案第 36 号

令和 2 年度花巻市公設地方卸売市場事業特別会計予算

令和 2 年度花巻市の公設地方卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 67,352 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

令和 2 年 2 月 28 日提出

花巻市長 上 田 東 一

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 20,349
	1 使用料	20,349
2 繰入金		1
	1 繰入金	1
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		16,701
	1 預金利子	1
	2 雑入	16,700
5 市債		30,300
	1 市債	30,300
歳 入 合 計		67,352

歳 出

款	項	金 額
1 事業費		千円 60,490
	1 事業費	60,490
2 公債費		6,862
	1 公債費	6,862
歳 出	合 計	67,352

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市場事業	<p style="text-align: right;">千円</p> <p style="text-align: center;">30,300</p>	普通貸借又は証券発行	<p style="text-align: center;">4. 0%以内</p> <p>ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金及び民間等資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率</p>	<p>公的資金及び民間等資金の融資条件による。</p> <p>ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。</p>